

新川防災公園・多機能複合施設（仮称） 管理運営方針

平成 24 年 3 月

三 鷹 市

はじめに

三鷹市では急激な人口増加と都市化に対応するために整備してきた公共施設等の老朽化が進み、更新時期を迎えています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による甚大な被害によって、改めて防災対策の重要性が日本中に再認識されました。

防災機能を確保するとともに、公共施設の安全性を図り、利用者にとって安心な施設サービスを提供していくことは、三鷹市の重要な責務であり、最優先に考えて取り組まなければならない重要な課題となっています。

三鷹市では、このような認識のもと、平成 24 年 3 月に確定した『三鷹市第 4 次基本計画』において最重点プロジェクトを 2 つに絞り、成熟した都市の質的向上を目指す、「都市再生」プロジェクトをその 1 つとして位置付けました。また、そのプロジェクトの中核的な事業として、命とくらしを守り、災害に強いまちづくりを進めるために、防災公園と老朽化した公共施設の集約化を一体的に進めることが可能な「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)」の整備を進めることとしています。

この施設は、市役所本庁舎をはじめとした行政サービスの拠点機能を担う施設が集積する市民センターの隣接地に、災害発生直後の一時避難場所機能を担う「防災公園」と「防災拠点」、スポーツ、健康づくり、人財育成・交流など多様な機能が融合した「元気創造拠点」として整備するものです。

複合施設は、多様な用途や機能を有する施設となりますが、集約化する各施設が独自の管理運営を行えば、ランニングコストの縮減など効率的な行財政運営につながらず、施設としての機能を十分に発揮することができないことから、複合施設としての特性を最大限に活かしていくための最適な仕組みや運用のルールを構築していく必要があります。

この方針は、開設後の新川防災公園・多機能複合施設(仮称)において、市民の多様なニーズに対応し、各施設の集約化による相乗効果を高めながら、適正かつ効率的な施設管理とサービス提供を行うことができるよう、管理運営の目標やその実現に向けた体制づくり、基本的な事項についての考え方などをまとめたものです。

今後は、この方針を踏まえて、さらに詳細な検討を進め、管理運営計画を定めていきます。

目 次

第1章 施設の概要	1
1 施設整備の目標と概要	1
(1) 施設整備の目標	
(2) 整備の概要	
2 施設の機能と配置	2
(1) 施設の機能等	
(2) 施設の配置	
第2章 管理運営の目標と管理運営体制	6
1 管理運営の目標と基本的な考え方	6
(1) 管理運営の目標	
(2) 管理運営の基本的な考え方	
2 管理運営体制	7
(1) 指定管理者制度の導入	
(2) 業務の区分	
(3) 指定管理業務の範囲	
(4) 管理運営体制	
第3章 施設の管理運営に関する基本事項	11
1 施設の休館日・開館時間	11
(1) 集約対象施設の休館日と開館時間の現状	
(2) 新施設の休館日と開館時間の考え方	
(3) 施設の休館日・開館時間	
2 諸室の貸出	13
(1) 貸出対象の諸室	
(2) 諸室の利用想定	
(3) 諸室の利用時間区分	
(4) 諸室の申込方法	
(5) 利用料金に関する基本方針	

3	施設利用のための条件整備	19
	(1) 総合受付の設置	
	(2) 情報掲示板等の設置	
	(3) ユニバーサルデザインの導入	
	(4) 情報システムの構築	
	(5) 保育室の設置	
	(6) 施設の安全管理の充実	
	(7) 施設へのアクセス整備	
4	集約化による事業連携	22
	(1) 健康・スポーツ面での連携	
	(2) 子どもの発育・発達支援に関する連携	
5	災害時における機能転換	23
6	市民参加と協働の推進	25
7	利用者からの意見聴取と評価・見直し	25
8	施設のランニングコストの縮減に向けた取り組み	25
	(1) 指定管理者制度の活用	
	(2) 環境配慮型施設の整備等による光熱水費の縮減	
	(3) 広告料収入による財源確保	
第4章	今後のスケジュールと検討課題	27
1	今後のスケジュール	27
2	今後の検討課題	27

※ 内容については、今後、詳細な検討を行う中で、変更する場合があります。

※ 新しい施設の名称については、すべて仮称です。

第1章 施設の概要

1 施設整備の目標と概要

(1) 施設整備の目標

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）は、一時避難場所ともなる緑豊かな公園空間の創出を図るほか、防災機能のネットワークの中心となる防災拠点施設とします。また、周辺の公共施設を集約化、集積することにより、スポーツ、健康づくり、人財育成・交流など多様な機能が融合した、地域の元気を創造する拠点としていきます。

施設整備の目標 ～安心を明日へとつなぐ拠点づくり～

災害に強いまちづくりの拠点
安心して暮らすことができるように災害時の防災拠点を整備します。

多様な機能が融合した元気創造拠点
健康でいきいきと安心して生活できるように多様な機能が融合した元気創造拠点を整備します。

(2) 整備の概要

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業は、市役所東側の東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を中心とした敷地に、災害時の一時避難場所となる「防災公園」と、健康・スポーツ施設、老朽化し耐震性に課題のある公共施設等を集約化した「多機能複合施設」を整備するものです。

① 防災公園部分

敷地の東側に位置し、災害時の一時避難場所機能を担うオープンスペースとともに、平常時は、市民に親しまれ、健康増進に資するスポーツやレクリエーションの場となるような緑豊かな公園空間となります。また、地下空間等を活用し、健康・スポーツの拠点機能を担うスポーツ施設を配置します。

② 多機能複合施設部分

敷地の西側部分に位置し、老朽化により耐震性に課題がある公共施設等（福祉会館、総合保健センター、社会教育会館、北野ハピネスセンター（幼児部門））を集約し、防災課など災害対策本部の核となる機能を加えた、防災活動、地域保健・福祉サービス、生涯学習の拠点機能を担います。

③ 道路部分

敷地の北側の市道拡幅を行う部分です。



2 施設の機能と配置

(1) 施設の機能等

入居する各施設の機能や業務の内容等は次のとおりです。施設の集約化とあわせて機能の充実を図っていきます。

① 防災公園部分

・公園施設

公園部分は建築物を地下に配置し、憩いやレクリエーションの場となる緑豊かな公園空間を創出し、市の中心拠点である市民センターから丸池の里につながる緑のネットワークを形成していきます。災害時には近隣住民の一時的な避難を行う一時避難場所となることから、備蓄倉庫、災害用トイレ、かまどベンチなど防災関連設備を配置します。

〔主な諸室〕

広場、多目的スペース、市民花壇、備蓄倉庫、災害用トイレ、かまどベンチ など

- ・スポーツセンター（地下2階、地下1階、1階）

井口地区に計画していた総合スポーツセンター（仮称）に代わる施設として、スポーツセンターを整備し、多彩なスポーツ施策を展開するとともに、保健・健康、福祉との連携を図り、健康・スポーツの拠点施設としていきます。なお、井口地区における計画で予定されていた競技空間の面積については、概ねこれを確保しています。

〔主な諸室〕

メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、小体育室、トレーニング室、ランニング走路、プール、軽体操室、多目的体育室 など

② 多機能複合施設部分

- ・ハピネスセンター（1階）

北野ハピネスセンターで行っている幼児部門の各種相談、療育、指導、訓練等の機能を移転し、子どもの発育・発達に関する専門支援を行う地域の中核的な療育支援施設として機能の拡充を図ります。

〔主な諸室〕

療法室、作業・理学療法室、療育室、親子グループ室、相談室、体育室、保健室、交流サロン、事務室 など

- ・保健センター（2階）

市民の健康を守る拠点として、予防接種、母子保健事業、各種健康診査、がんなどの検診、健康相談などの事業を展開している「総合保健センター」を移転します。保健・健康に関する情報について、市民がそれぞれのライフステージに合った正確な情報を適切に活用できるよう、身近で気軽に相談できる総合的な窓口としての機能の充実を図ります。

〔主な諸室〕

歯科相談室、予診室、静養室、診療室、計測室、健康教育室、多目的室、栄養相談室、会議室、講堂、交流サロン、事務室 など

・福祉センター（3階）

権利擁護事業や福祉資金の貸し付けの受付窓口など行っている社会福祉協議会の事務所機能や高齢者等の趣味の利用や交流の場を提供している老人福祉センターの機能を有する「福祉会館」を移転します。きめ細やかな地域サービスの拠点として機能の充実を図ります。

〔主な諸室〕

大広間、活動室、囲碁・将棋コーナー、会議室、浴室、相談室、交流サロン、事務所、ゴルフ練習場など

※ゴルフ練習場は、多機能複合施設の屋上に整備します。

・生涯学習センター（4・5階）

市民大学事業や青少年体験学習講座事業などの各種講座、自主学習グループへの講師派遣や住民協議会との連携事業など、さまざまなライフステージにおける生涯学習の機会と場を提供している「社会教育会館」を移転します。社会教育会館におけるこれまでの活動実績やノウハウ、ネットワークを基礎に、多様な学習機会を提供し、市民の主体的な学習活動についても引き続き支援を行うとともに、市民間の交流の促進と施設利便性の向上を図り、広く市民の生涯学習に対する意識を高め、生涯学習の一層の推進を図ります。

〔主な諸室〕

ホール、学習室、創作室、料理実習室、和室、パソコン室、交流サロン、事務室 など

・防災センター（5階）

災害発生時の災害対策本部などの運営や防災訓練の実施、自主防災組織の育成などの業務を行い、市役所本庁舎3階に配置されている「防災課」の機能を移転します。災害情報システム等を備え、災害対策本部や消防団本部等の防災センター機能を持った活動拠点としていきます。

〔主な諸室〕

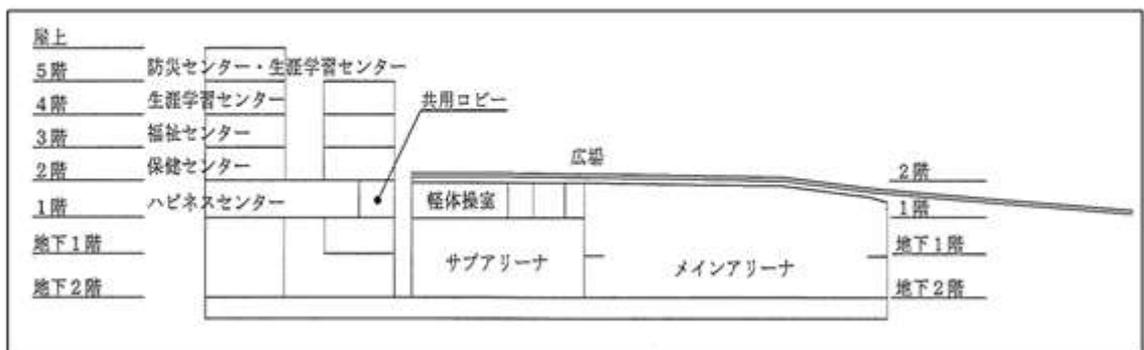
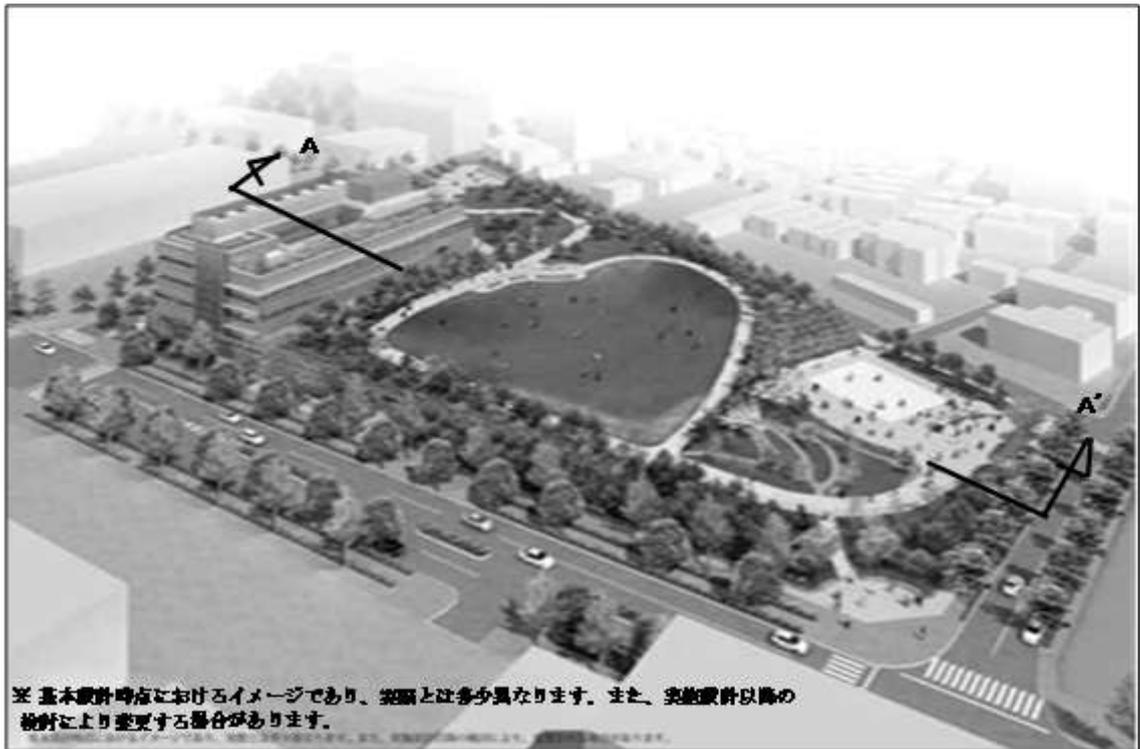
事務室、災害対策室、会議室、無線機械室・操作室 など

（2）施設の配置

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）における各施設の配置については、福祉に関連するハピネスセンター、保健センター、福祉センターを1、2、3

階にそれぞれ配置し、生涯学習センターは4階と5階の一部に配置します。防災センターは、広い範囲の市内を見渡すことができ、災害時に災害対策本部が設置されるとともに、1～4階がそれぞれ活動拠点となることなどから、最上階の5階に配置します。

■ 施設の配置



A-A' 断面図

第2章 管理運営の目標と管理運営体制

1 管理運営の目標と基本的な考え方

(1) 管理運営の目標

集約化する各施設については、利用時間帯や利用方法なども異なることから、それぞれが独自の管理運営を行えば、施設としての効果が十分に発揮されないことが予想されます。そのため、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の管理運営にあたっては、複合施設としての特性を最大限に活かすため、下記の目標を設定し、それに向けて、各施設間の連携と融合を図るとともに、施設全体の効率的な運用を進めていきます。

管理運営の目標

施設間の「連携」・「融合」と施設全体の「最適化」による

- ◆ 市民交流の促進と施設利用の利便性の向上
- ◆ 質を確保した安全・安心な施設サービスの提供
- ◆ 効率的な管理運営の実現によるランニングコストの縮減

(2) 管理運営の基本的な考え方

施設の管理運営の目標を実現していくために、以下の点を踏まえた管理運営を行っていきます。

① 市民交流の促進と施設利用の利便性の向上

- ・ 共用空間を配置した高い機能性と視認性を有した施設とすることやボランティア市民の参加と協働を推進することにより、多くの市民が集い、活動し、分野を超えた市民間の交流を促します。
- ・ 施設内を適切に案内・誘導するための表示やユニバーサルデザインを導入するほか、施設の利用方法の統一や情報通信技術（ICT）を活用したサービスを提供することにより、利用者視点に立った「わかりやすく、使いやすい」施設としていきます。
- ・ 施設全体を効率的に運用することにより、各施設の利用時間の拡充やスペースの有効活用を行い、施設利用の利便性の向上を図ります。

② 質を確保した安全・安心な施設サービスの提供

- ・ 施設サービスの質と施設利用の公平性を確保した最適な管理運営体制を構築し、利用者満足度の向上を図ります。
- ・ 各施設の利用時間の統一やフロアごとに施設を配置することにより、開館状況に応じたセキュリティを確保するなど、安全・安心な施設管理を実現します。
- ・ 災害対策本部が設置され施設全体が防災拠点となることから、非常時における各施設の役割を整理し、ICTを活用した最適な情報提供や施設全体が有機的に連携するような管理運営体制を構築します。

③ 効率的な管理運営の実現によるランニングコストの縮減

- ・ 複合施設の維持管理の一元化や環境に配慮した施設整備を行うとともに、施設の広告媒体としての活用なども検討し、施設のランニングコストの縮減を図ります。

2 管理運営体制

(1) 指定管理者制度の導入

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を民間事業者を含む指定管理者に委ねることにより、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活かして多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図るものです。

市では、平成 17 年 5 月に「三鷹市指定管理者制度導入の基本方針」を定め、今後新たに設置される公の施設については、効果的・効率的な施設管理を実現するため、積極的に指定管理者制度を導入するよう検討を進めることとしています。

本施設は、防災、健康・スポーツ、地域保健・福祉サービス、生涯学習の拠点として多様な機能を有する複合施設となりますが、指定管理者制度を導入し、多様化する市民ニーズに適切に対応しながら施設サービスの質の向上を図るとともに、建物等の維持管理を一元的に行うことにより、施設間の連携を円滑にし、ランニングコストの縮減を図っていきます。

(2) 業務の区分

集約化の対象施設では、現在、福社会館を除いて市の直営や一部の業務委託により施設の管理運営が行われています。新川防災公園・多機能複合施設（仮称）は、多様な機能を有する複合施設となりますが、集約化によるメリットを活かしていくため、施設全体に共通する維持管理や総合受付、施設の貸出等の業務については指定管理者が行うこととし（一部業務委託あり）、施設間の連携を円滑にするとともにコストの縮減を図ります。

また、施設運営については、全ての機能を指定管理者に任せるものではなく、これまでの各施設での活動実績や業務の特性を踏まえて、市の直営、指定管理者、業務委託に適切に区分し、市民サービスの質の確保を図っていきます。

現在の検討段階においては、スポーツ施設は他自治体でも指定管理者制度の導入が多く見られ、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用して、施設管理とあわせてスポーツ振興事業の効率的・効果的な企画・運営が行われており、本施設のスポーツセンターにおいても市民サービスの質の向上と経費の節減を図ることが十分期待できることから、指定管理者が運営を行います。また、福祉センターは引き続き社会福祉協議会が施設の運営を行うこととし、それ以外の施設は基本的には市の直営による運営としますが、業務の専門性・公共性や適切な受け皿の問題などを踏まえながらも、行財政改革とサービス向上の観点から指定管理者による運営の可能性について、さらに検討していきます。

■業務の区分（案）

施設名等		業務区分		
		運営	維持管理 総合受付 ※1	施設貸出 ※2
庁舎	防災センター	市	(業務委託) ※3	—
公 の 施 設	生涯学習センター	市	指定管理者 ※4	
	福祉センター	社会福祉協議会 (業務委託等)		
	保健センター	市		
	ハピネスセンター	市		
	スポーツセンター			
	公園施設			

※1 維持管理は、施設の清掃、警備、保守点検のほか、公園、駐車場の管理業務等です。

※2 施設貸出は、貸出対象施設の利用予約の受付、使用の承認、使用料の徴収、鍵の管理業務等です。

※3 防災センターは庁舎の位置付けとなることから、指定管理者の導入施設とはなりません。

※4 指定管理業務の内容が多岐にわたるため、複数団体（企業）がグループを組んで指定管理者となることもあります。

(3) 指定管理業務の範囲

指定管理者の業務範囲は、建築物や設備の保守、清掃、警備など各施設に共通する維持管理業務や公園施設の管理のほか、総合受付や利用案内、諸室の貸出等に関する業務に加え、スポーツ教室や相談業務などのスポーツ振興に関する事業の実施などを想定しています。ただし、スポーツセンター以外の施設についても、行財政改革の観点などから、指定管理者による運営の可能性を今後さらに検討することとします。

また、指定管理者が施設の効用を高めるため、創意工夫を凝らした魅力的な自主事業（指定管理者が施設の設置目的に沿って市の承認を得て管理施設内において自らの責任で自主的に行う事業）を展開することにより、市民サービスの向上につなげていきます。

さらに、市内の他のスポーツ施設についても、同一の指定管理者に管理や施設の貸出等の業務をまとめて行わせることなどにより、市内スポーツ施設全体の管理の効率化を図るとともに、市の組織の見直しも検討していきます。

■ 新川防災公園・多機能複合施設（仮称）における指定管理業務の範囲

ア. 施設の維持管理に関する業務
建築物・設備・備品の保守管理、清掃、警備、修繕、公園清掃、植栽管理、駐車場・駐輪場の管理 (※防災課部分の施設は公の施設としないことから、別途業務委託契約を締結する。)
イ. 施設全般の管理運営に関する業務
総合受付、利用案内、広聴広報、施設間の連絡調整、入館及び退館の管理、事業計画・報告書等の作成
ウ. 諸室等の貸出に関する業務
諸室の貸出申込の受付、使用の承認、使用料の徴収、鍵の貸出、備品の貸出
エ. スポーツ振興事業の実施等に関する業務
スポーツ施設の提供、スポーツ振興のための教室やイベントの開催、トレーニング指導や健康・体力状態に応じたプログラム提供等のスポーツに関する相談支援、スポーツに関する情報収集・提供、スポーツ団体等との連絡・調整

※ 上記のほか、指定管理業務に該当しない自らが企画する自主事業（スポーツ教室、イベントの開催、各種機器の設置・貸出など）についても実施することを想定しています。

(4) 管理運営体制

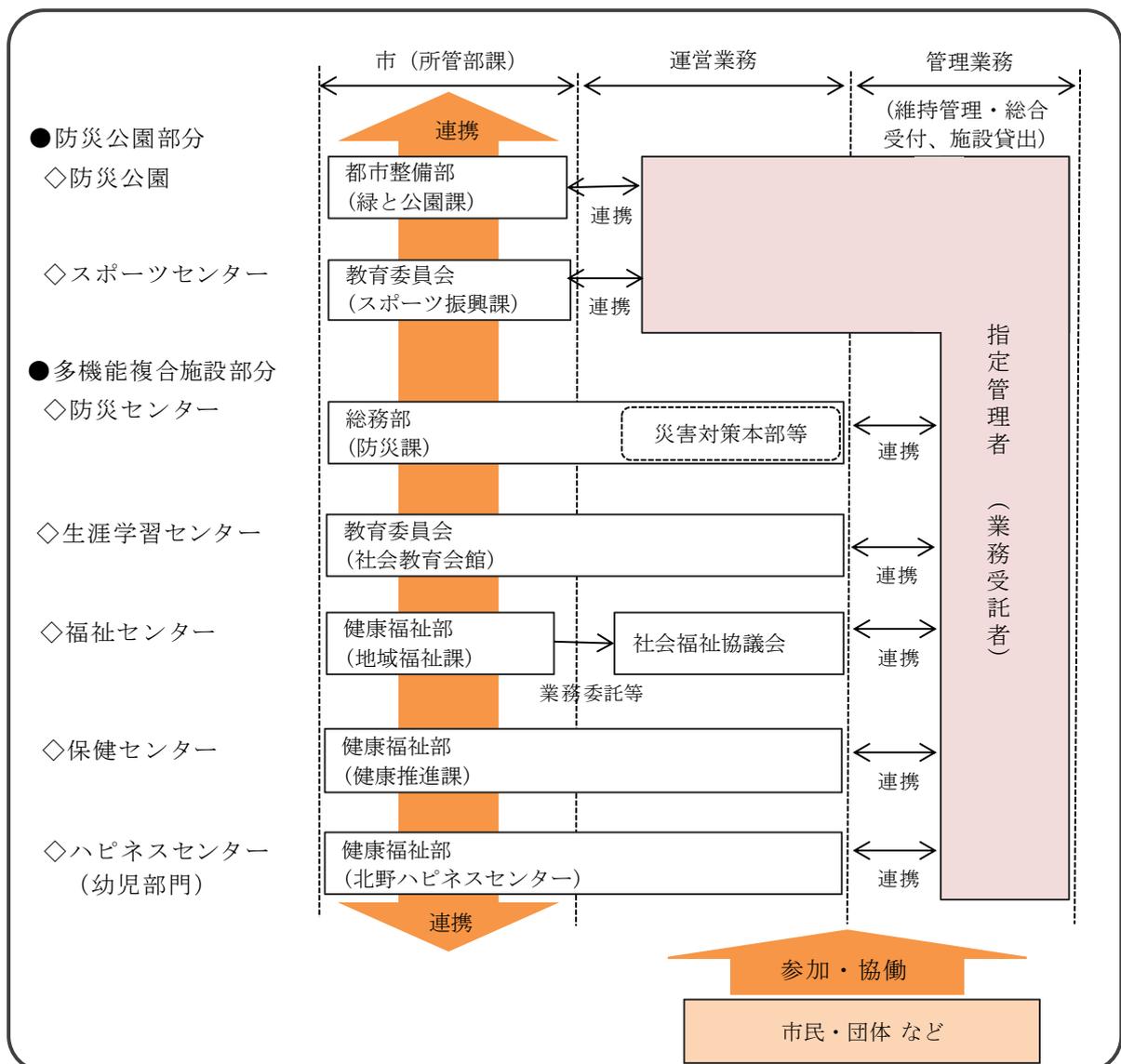
複合施設としての相乗効果を発揮し、一体的な管理運営が可能となるよう、市の各担当部署と公募等により選定した指定管理者等が連携を図りながら、施設の管理運営を行う必要があります。そのために、各施設の担当職員や指定管

理者などからなる横断的な組織を設置し、施設全体を統括しながら、施設相互の連絡調整や連携強化を図っていきます。

この組織では、定期的な連絡会議の開催を通じて、管理運営に関する課題について情報共有しながら適切な対応について検討していきます。また、災害時には、本施設は災害対策本部や災害医療対策実施本部など災害活動の拠点となることから、有機的な連携体制を構築していくための調整や検討を行います。

また、市民から親しまれる施設とするためにも、施設の管理や事業展開において、市民参加と協働の取り組みを進めていきます。

■ 管理運営体制（イメージ）



※ 三鷹市所管部課の名称は、平成24年3月現在のものです。

第3章 施設の管理運営に関する基本事項

1 施設の休館日・開館時間

(1) 集約対象施設の休館日と開館時間の現状

集約対象施設における休館日と開館時間については、それぞれの施設でばらつきがあり、異なっているのが現状です。集約化に伴い、多くの市民が利用しやすいよう見直しを図っていきます。

■ 集約対象施設の休館日と開館時間の現状

施設名	休館日	開館時間
スポーツ施設 (第一・第二体育館)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	9:00～21:00
北野ハピネスセンター (幼児部門)	毎週土日曜日、祝日 ※1	8:30～17:00 ※2
総合保健センター	毎週土日曜日、祝日 ※3	8:30～17:00
福社会館	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	9:00～17:00 ※4
社会教育会館	毎週水曜日、祝日	9:30～21:30 ※5 (日曜日は9:30～17:00)
防災課	毎週土日曜日、祝日	8:30～17:00

注) 年末年始(12月29日～1月3日)は全施設が休館です。

※1 諸室の貸出は土曜日にも行っています。

※2 児童デイサービスの「くるみ幼稚園」の開園時間は9:30～14:00です。

※3 日曜日、祝日、年末年始の10:00～11:45、13:00～16:00には「休日歯科診療」を実施しています。

※4 諸室の貸出は21:00まで行っています。

※5 6月～9月は22:00まで開館しています。

(2) 新施設の休館日と開館時間の考え方

施設の休館日と開館時間については、多くの市民が利用しやすいよう、以下の2点の考え方を基本に設定します。

- ・ 市民の利便性とサービス向上を図るため、開館日や開館時間を拡充する。
- ・ 市民にとってわかりやすく、効率的な管理運営を行っていくため、曜日や時間によって開館しているエリアにできるだけばらつきが生じないよう休館日や開館時間の統一を図る。

そして、上記の考え方を踏まえ、各施設を2つのグループに区分し、管理を行っていきます。

■ 2つのグループ

第1グループ	第2グループ
月曜日休館エリア	土・日、祝日休館エリア
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンター（B2・B1・1階） ・福祉センター（3階） ・生涯学習センター（4・5階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハピネスセンター（1階） ・保健センター（2階） ・防災センター（5階）

(3) 施設の休館日・開館時間

各施設の休館日と開館時間は、(2)の考え方を踏まえて、下記の案を基本としていきます。特にスポーツセンターや生涯学習センターについては、開館日や開館時間を拡充し、市民サービスの向上を図ります。また、生涯学習センターの休館日については、他施設の休館日に合わせるための変更を行っていきます。

■ 施設の休館日と開館時間

区分	階数	施設名	新施設	
第1グループ	月曜日休館エリア	1 B・2 1・階 B	休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンター、生涯学習センター 毎月1回程度（月曜日） ・福祉センター 毎週月曜日（諸室貸出は毎月1回程度（月曜日））
		4・5階		
	3階	福祉センター		
第2グループ	（土・日、祝日休館エリア）	1階	休館日	毎週土・日曜日、祝日（諸室貸出は除く）
		2階		
	5階	防災センター	開館時間	8:30～17:00（諸室貸出は18:00～22:00。ただし、土・日曜日、祝日は9:00～22:00）

※ 年末年始は全施設が休館予定です。

※ この他、スポーツセンターはメンテナンスのための休館日があります。

2 諸室の貸出

(1) 貸出対象の諸室

本施設には、スポーツセンターと生涯学習センターが配置されます。これらの施設の各諸室については、スポーツや生涯学習の推進のため、引き続き、団体やグループに対して貸出を行うとともに、スポーツセンターでは個人開放も行っていきます。

また、各施設には会議室のほか、さまざまな事業や用途で使用する諸室が配置されます。一方、本施設内の休館日や開館時間を完全に統一することは困難であり、それらの諸室は休館日や利用時間外については利用されない諸室となることから、施設のセキュリティを考慮しながら、可能な限り一部の諸室の貸出を行い、市民サービスの向上を図っていくこととします。

なお、貸出対象の諸室は、下記のとおり想定しています。

■ 貸出対象の諸室と貸出日、貸出時間

施設名	階数	対象諸室	貸出日	貸出時間
スポーツセンター	B2階	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、小体育室	毎日	9:00～22:00
	B1階	トレーニング室、ランニング走路		
	1階	軽体操室、多目的体育室（相撲場）、プール		
ハピネスセンター	1階	体育室	月～金	18:00～22:00
			土～日	9:00～22:00
保健センター	2階	講堂	月～金	18:00～22:00
			土～日	9:00～22:00
福祉センター	3階	会議室1～4号	毎日	9:00～22:00
生涯学習センター	4階	ホール、学習室1～3号、創作室、料理実習室、和室、パソコン室	毎日	9:00～22:00
	5階	学習室4～6号		

※ の諸室が、休館日や利用時間外に貸出する諸室です。

※ 各施設における事業や事務の利用を最優先します。

※ スポーツセンター、生涯学習センターの休館日(毎月1回程度の月曜日)は全諸室貸出は行いません。

※ 上記のほか、屋外の公園施設の貸出等については今後検討していきます。

(2) 諸室の利用想定

施設内の各諸室の用途等については、次のとおり想定しています。

① スポーツセンター

スポーツセンターは、これまでの第一、第二体育館と比較して諸室の数が増え一定のスペースが確保されることから、競技種目に応じて使用する諸室を設定し、諸室の貸出を行っていきます。また、アリーナ等の諸室においても、時間帯や場所を設定した上で、予約なしで個人や家族、友人等の少人数による利用が可能となるよう運用を行い、個人利用の充実を図っていきます。

また、現在の第二体育館のプールでは、曜日や時間によって団体利用と個人利用とを分けて運用していますが、新しい施設ではプール全体の団体貸切は行わずに新しくコース貸しを設定し、大会等の開催時以外は原則的に個人利用が可能となるよう運用していきます。

■ スポーツセンターの各諸室の利用想定等

階	諸室名	主な用途	個人利用／団体利用	団体利用時の使用区分
B 2 階	メインアリーナ	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、パドルテニス、ニュースポーツ	団体利用 又は 個人利用	全面利用 又は 1/2利用
	サブアリーナ	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、パドルテニス、フットサル、ニュースポーツ	団体利用 又は 個人利用	全面利用のみ
	武道場	剣道、柔道、なぎなた、合気道、少林寺、太極拳、空手	団体利用 又は 個人利用	全面利用 又は 1/2利用
	小体育室	ヨガ、ストレッチ、軽体操、卓球	団体利用 又は 個人利用	全面利用のみ
B 1 階	トレーニング室	トレーニング、ストレッチ、リコンディショニング	個人利用のみ	—
	ランニング走路	ランニング、ウォーキング	個人利用のみ	—
1 階	プール	水泳、ウォーキング、水遊び	団体利用 又は 個人利用	コース貸し
	軽体操室	ヨガ、ストレッチ、ミーティング、講習会、ダンス	団体利用 又は 個人利用	全面利用のみ
	多目的体育室	相撲、多目的利用	団体利用 又は 個人利用	全面利用のみ

※ メインアリーナでは、バスケットボールであれば2面、バレーボール（競技用：2面、一般用：3面）、バドミントン8面、卓球（競技用：15面、一般用：24面）などのスペースを確保することができます。

※ 和洋弓場は本施設に含めず、市民センター内の既存建物（第一体育館、第二体育館、福祉会館など）を撤去し、駐車場や緑地などの整備とあわせて配置することとしています。

※ 「リコンディショニング」とは、自らの体調を知り、見直し、その人に合った身体の状態に回復・改善させることをいいます。

② 生涯学習センター

生涯学習センターの各諸室の用途については、現在の社会教育会館における用途等を引き継ぐこととし、また、各諸室の席数は、現在の施設における使用を踏まえ、施設規模にあわせたものとしています。

■生涯学習センターの各諸室の利用想定等

階	諸室名	席数 ※		主な用途等
4階	ホール	126席		舞台が設置され、劇、合唱をはじめ、発表会、映画会、講演会などに利用が可能。
	学習室（3室）	各30席		様々な学習会や会議、小規模の講演会に利用が可能。
	創作室	美術ゾーン	36席	陶芸窯が完備され、陶芸、木工、絵画などに利用が可能。
		陶芸ゾーン	36席	
	料理実習室	30席		調理台やレンジが設置され、料理実習などに利用が可能。
	和室	18席		畳の部屋で様々な学習会や文化活動などに利用が可能。
パソコン室	17席		パソコン等のOA機器が設置され、パソコンを使った学習が可能。	
5階	学習室（3室）	2室	各24席	小規模の様々な学習会や会議に利用が可能。
		1室	18席	

※ 各諸室（創作室、料理実習室を除く）の席数は、教室型に机と椅子を配置した場合の席数です。

③ その他の施設

その他の施設における各諸室の定員や用途は、次のとおりです。

■その他貸出対象の諸室の利用想定等

階	施設名	諸室	席数 ※1	主な用途
1階	ハピネスセンター	体育室	—	ヨガ、ストレッチ、軽体操
2階	保健センター	講堂	50席	会議、講演会、研修会、学習会
3階	福祉センター	会議室（4室）	各25席 ※2	

※1 各諸室（体育室を除く）の席数は、教室型に机と椅子を配置した場合の席数です。

※2 4部屋一括で利用する場合は、117席の利用が可能となります。

(3) 諸室の利用時間区分

団体に対して貸出する諸室の利用時間区分については、施設毎の利用ニーズを踏まえ、多くの利用者が使用できるよう、下記のとおり設定します。

① スポーツセンター

諸室	利用時間区分	時間数
メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、小体育室、軽体操室、多目的体育室	9:00～12:00	3時間
	12:00～15:00	
	15:00～18:00	
	18:00～21:00	
	21:00～22:00	1時間
諸室	利用時間区分	時間数
プール (コース貸し)	9:00～11:00	2時間
	11:00～13:00	
	13:00～15:00	
	15:00～17:00	
	17:00～19:00	
	19:00～21:00	
	21:00～22:00	1時間

※連続した複数単位の予約・利用も可能です。
※利用時間には、準備、後片づけ、更衣の時間を含むものとします。

② 生涯学習センター

諸室	利用時間区分	時間数
ホール、学習室、創作室、料理実習室、和室、パソコン室	9:00～12:00	3時間
	12:00～15:00	
	15:00～18:00	
	18:00～21:00	
	21:00～22:00	1時間

※連続した複数単位の予約・利用も可能です。
※利用時間には、準備、後片づけ等の時間を含みます。

③ その他施設

諸室	利用時間区分	時間数
体育室 (ハピネスセンター) 講堂 (保健センター) 会議室 (福祉センター)	9:00～12:00	3時間
	12:00～15:00	
	15:00～18:00	
	18:00～21:00	
	21:00～22:00	1時間

※連続した複数単位の予約・利用も可能です。
※利用時間には、準備、後片づけ等の時間を含みます。
※各施設の事務事業等の利用が優先されます。よって、体育室及び講堂については、平日は18:00以降の利用のみとなります。

(4) 諸室の申込方法

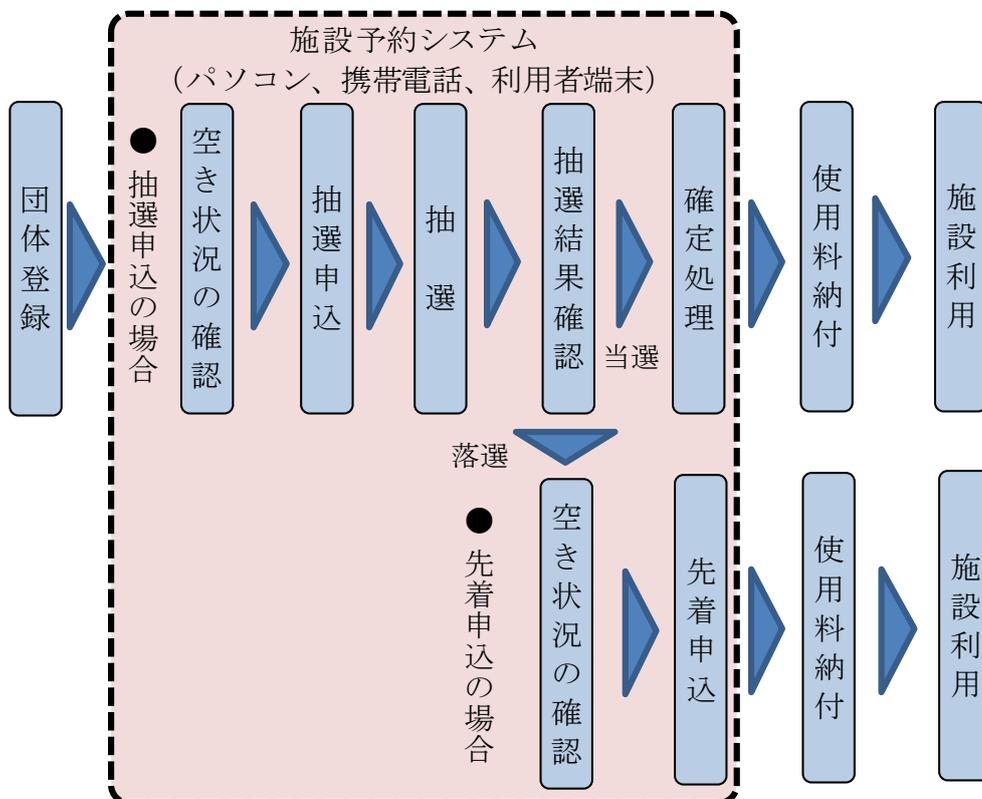
団体に対して貸出する諸室の利用申込については、公平に、そして便利にかつ簡単に、手続きを行うことができるよう対応していきます。

現在の集約対象施設における諸室の利用申込は、スポーツ施設と社会教育会館については団体登録を行った上で、インターネットに接続したパソコン、携帯電話、公共施設に設置した利用者端末を通じて、三鷹市生涯学習情報システムの施設予約システムにより行うことができますが、北野ハピネスセンターや福祉会館の諸室の貸出については、電話もしくは窓口での対応のみとなっています。

新しい施設における全ての諸室の貸出申込等は、パソコン、携帯電話、利用者端末といったさまざまな方法により一元的に行うことができるよう対応していくとともに、貸出スケジュール等についても統一するよう検討していきます。

また、ICTを活用した利用料金の収受方法などについても検討を行い、利便性の向上を図っていきます。

■ 諸室の申込フロー



※ 申込に関する受付期間等は施設特性や利用目的に応じて設定していきます。

(5) 利用料金に関する基本方針

① 受益者負担の原則

諸室の利用や貸出に際しては、市民全体の負担の公平性の観点から、「受益者負担」を原則とします。適切な料金を徴収し、施設機能や事業の充実などに努めていきます。

② 利用料金の設定

諸室の利用料金については、施設が新しいものとなることから現行施設の料金にとらわれず、諸室規模なども踏まえ、近隣自治体との比較を行いながら、適正な料金を設定していきます。また、現在は無料としている施設についても、近隣自治体の類似施設の状況などを調査し、有料化について検討していきます。なお、市のスポーツ施設の個人使用は、市内在住、在勤、在学の方に限定していますが、新しい施設では、施設の利用促進の観点から、市外利用者による利用を認めた上で、ふじみ衛生組合の新ごみ処理施設より余熱や電力の提供を受けることを踏まえて構成市の在住者の料金には配慮しつつも、別料金を設定するなどの検討を行っていきます。

③ 減免制度の導入

施設利用の促進を図るため、利用料金の減免制度を設定します。施設ごとの具体的な減免制度については、今後、各施設の特性や市全体のバランス等を踏まえながら、検討していきます。

④ 利用料金の支払方法

諸室の貸出管理については、指定管理者の業務と想定していることから、利用料金制度を導入していく予定です。

利用料金については、確実な徴収を行えるよう、引き続き、券売機等での事前支払や口座振替による支払のほか、ICTを活用した新しい支払方法についても検討していきます。また、スポーツ施設の個人利用は、当日窓口での支払とするとともに、回数券やプリペイドカードの導入なども検討していきます。

3 施設利用のための条件整備

(1) 総合受付の設置

本施設は、多機能な複合施設であり、各施設の業務内容が広範多岐にわたり、開館時間も異なることなどから、施設利用者の視点に立って、各階の施設配置や業務内容等をわかりやすく案内していくことが求められます。

施設利用者に対する案内の方法としては、1階のエントランス付近に「総合受付」を設けて案内人を配置し、掲示板の情報等とあわせて、各施設の配置や業務内容のほか、施設内の各種事業、自主活動、イベント等の利用状況に関する情報を一元的に提供し、適切な案内・誘導を行っていきます。

また、諸室の貸出受付等も総合受付で対応していきます。

■ 総合受付の役割

- ・施設の案内、誘導
- ・施設で行われる各種事業、自主活動、イベント等の情報の提供
- ・諸室の貸出受付等（利用申込受付・承認、利用料金の徴収、鍵の管理など）

(2) 情報掲示板等の設置

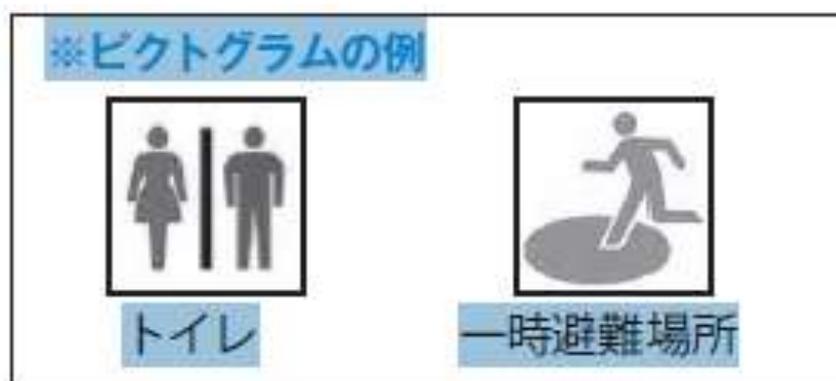
1階の総合受付のほか、各フロアのエレベータ付近等に、「情報掲示板等」を設置し、施設で行われる各種事業、自主活動、イベント等の利用状況に関する情報を発信し、利用者にわかりやすい情報提供を行っていきます。また、本施設の5階には防災センターを配置することから、情報掲示板等で市内の防災情報なども発信していきます。

(3) ユニバーサルデザインの導入

高齢者や障がい者、外国人を含め、多くの利用者が日常的に安全かつ快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「東京都福祉のまちづくり条例」、三鷹市の環境配慮制度に留意して、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を行っていきます。具体的には、施設内の傾斜は足腰の悪い方にも負担が少ないよう法の基準よりも緩い傾斜とすることや、諸室の出入口のドアは車いす利用者が入退室しやすいよう引き戸を多く用いることとし、また、階段には踊り場も含めて両側に連続した手すりを設けるなど、施設を安全に利用できるよう整備をしていきます。



また、トイレは、各階に「多機能トイレ」を設置するほか、オストメイトに対応した設備や子ども連れの方が利用しやすいようベビーベッドやベビーチェアを設置するとともに、スポーツセンターの更衣室には、利用者と介助者が一緒に入室できる家族更衣室を設置し、多様な利用シーンに配慮していきます。このほか、サイン（案内板）には、外国人などにも理解しやすいよう、英文の併記やピクトグラムを活用することとし、利用しやすい施設としていきます。



（４）情報システムの構築

現在、スポーツと生涯学習分野においては、施設の予約のほか、講座や催し物の予約申込などができる「三鷹市生涯学習情報システム」を運用しています。本施設の開設に伴い、引き続き、施設や事業等の情報を提供するとともに、スポーツセンターや生涯学習センターに加え、施設内の他の諸室も対象とした貸出予約や管理を行うシステムを構築し、わかりやすい施設情報の提供と施設利用における利便性の向上を図っていきます。

また、健康長寿社会の実現を目指して、保健・健康、福祉との連携を図り、スポーツを取り入れた健康づくりを推進していくために、個人の健康状態を把

握し、運動指導のプログラムの提供や生活改善指導へ効果的につなげていくための支援システムの導入についても検討していきます。

このほか、本施設は、災害時には市の災害対策本部が設置され、防災活動の拠点となることから、市内の被害状況などの災害対策本部が必要とする情報をいち早く収集、整理する「災害情報システム」などを構築し、ICTを活用して迅速な情報収集と適確な災害対応を行っていきます。

(5) 保育室の設置

施設利用者の利便性向上を図るため、多機能複合施設の1階に保育室を配置します。保育室は施設全体の共用のものとし、生涯学習講座やスポーツ教室の開催時における保育の場などとしていきます。

また、保育スペースが不足する場合には、他の諸室などのスペースを活用し対応していきます。

(6) 施設の安全管理の充実

本施設は、集約化に伴い施設全体の規模が大きくなり、多くの人々が施設に出入りすることとなります。一方、多様な機能を有することから、施設全体で休館日や開館時間を完全に統一して管理運営を行っていくことは困難です。このようなことから、施設内は壁や扉による物理的なセキュリティ区画を設けて、各施設の開館状況に応じてゾーニングを行いながら、目視などによる確認とあわせて、施設の安全な管理を推進していきます。

また、施設の警備体制については、警備担当による巡回と防犯カメラを設置するなどの機械管理を併用しながら、施設全体の安全性を確保し、最適なセキュリティ環境を構築するよう検討していきます。

(7) 施設へのアクセス整備

① バスによるアクセスの充実

施設への公共交通機関によるアクセスについては、最寄りのバス停である三鷹市役所前バス停留所、三鷹農協前バス停留所などを經由して市内各所より来所することができますが、アクセス向上のため、施設内へのコミュニティバスの乗り入れを行うとともに、既存ルートの見直しを行うなど交通ネットワークの変更・拡充についても検討していきます。

② 自転車によるアクセス環境整備

施設への自転車でのアクセスを確保するため、施設内の複数箇所に駐輪場を設置します。

■ 整備する駐輪台数（予定）

196 台

③ 自動車によるアクセス環境整備

自動車による来館者のために駐車場を設置します。駐車場は敷地西側の道路を出入口とし、多機能複合施設西側の地上部分と地下2階部分に障がい者用や荷さばき用の駐車スペースを配置するほか、市民センター内の第一体育館・第二体育館、福祉会館の除却後のオープンスペースを駐車場とし、法令上必要な付置義務台数を確保します。なお、市民センター内の駐車場から施設へ安全に移動できるよう、その対策についても、今後検討していきます。

■ 整備する駐車台数（予定）

95 台（敷地内：21 台、市民センター内：74 台）

4 集約化による事業連携

（1）健康・スポーツ面での連携

本施設には、市民の健康の保持や健康増進のための事業を行う保健センターと、軽スポーツから競技スポーツまで幅広い層が利用可能なスポーツセンターを同一施設内に配置することから、スポーツを取り入れた健康づくりを推進し、健康長寿社会の実現を目指していきます。

具体的には、スポーツセンターのトレーニング室に相談室を併設し、スポーツと連携した健康づくりや介護予防のための生活機能チェックシステムなどの活用を視野に入れ、個人の健康・体力状態に応じたプログラムを提供することにより、リコンディショニング（自らの体調を知り、見直し、その人に合った身体の状態に回復・改善させる）を行うことができるよう、スポーツと健康づくりの連携を図りながら効果的な相談体制等を構築していきます。

（2）子どもの発育・発達支援に関する連携

総合保健センターでは、乳幼児健診など子どもの発育・発達に応じたスクリーニングを実施し、経過観察が必要とされた乳幼児に対して運動機能や心理面

での経過を追い、健全な育成と発達障がいなどの早期発見に向けた取り組みを行っています。また、北野ハピネスセンターの幼児部門では、早期療育に向けた専門の相談、療育、指導、訓練等の各種事業を行っています。

子どもの発育・発達に関する業務を行う2つの施設が本施設に集約化されることに伴い、両者の連携を強化し、情報の共有化と円滑な引継ぎを行うことにより、発見・相談・療育のワンストップサービスを実現し、できるだけ早期に、より適切な発達を促す療育支援を展開していきます。

なお、ハピネスセンターでは専門支援の対象年齢を拡充し、子どもの発育・発達に関する中核的な療育支援施設としていきます。

5 災害時における機能転換

本施設は、災害時には施設内への市民の立ち入りを制限して平常時の施設利用から機能転換を行い、防災活動の拠点として警察、消防、病院をはじめとする防災関係機関と連携を図りながら、多機能複合施設に市の災害対策本部、災害ボランティアセンター本部、災害医療対策実施本部などを設置・運営していきます。そのため、施設整備にあたっては、市内の被害状況、救出救援に関する情報、被災者の避難状況等の災害対策本部で必要な情報をいち早く収集、整理する「災害情報システム」を導入し、災害対策本部の迅速な活動と機能強化を図ります。また、災害情報システムの導入に合わせて、避難者の安否確認や被災証明発行などに速やかに対応するための「被災者支援システム」を構築し、被災者への適切な支援を図ります。

防災公園は火災などの二次災害から避難するための一時避難場所となり、その避難生活を支援していくために、公園東側の広場には災害用トイレ、日陰棚（防災パーゴラ）、かまどベンチ、備蓄用倉庫を配置します。広場地下のスポーツ施設は、物資の保管・仕分けや避難所への配送の拠点などとして機能の転換を図ります。

なお、災害発生時に想定される電気や上下水道などのインフラ停止に対応するため、消防法及び建築基準法に基づく非常電源設備として、地下2階発電機室に運転時間72時間の自家発電設備を設置するとともに、生活用水については井戸水や地下1階に整備するスポーツセンターのプールの水を利用することなどを検討し、災害時の活動拠点としての機能を確保していきます。

このほか、本施設は、平常時においても、市民の防災意識の普及啓発を図るための活動場所とするとともに、消防団による消防操法訓練のためのスペースを確保するなど、災害時に備えた活動を行うための場所として活用していきます。

■ 災害時の機能配置図



■ 災害時の活動拠点としての機能

〔主な機能〕

- ・ 災害対策本部
情報収集、応急対策の決定など
- ・ 災害医療対策実施本部
医療救護対策の決定など
- ・ 災害ボランティアセンター本部
災害ボランティアセンター活動の支援・調整など
- ・ 一時避難場所 (防災公園)
自宅に留まることが危険で一時的に避難している方やインフラ停止により自宅で十分な生活が出来ない方への食料やトイレの提供など
- ・ 支援物資の集積、配送の拠点
支援物資の保管・仕分けのスペースと避難所などへの配送など

6 市民参加と協働の推進

本施設において市民が積極的に関わり、市民から親しまれる施設とするために、施設の管理や事業展開において、市民参加と協働を推進していきます。例えば、公園施設の維持管理、植栽管理業務の一部については、花と緑のまち三鷹創造協会と連携して市民が自主管理を行うことにより、地域に密着した公園づくりと快適な環境づくりを進めるなど、施設に市民が集い、賑わいをもたら

し、施設の運営を支える中で愛着が持てるような仕組みを考えていきます。

また、本施設には生涯学習のための施設が配置されますが、事業の展開においては、学習を支援する環境整備とあわせて、学習した市民が講師等として学習成果を地域に還元できる仕組みを構築するなど、運営面における市民参加も進めていきます。

7 利用者からの意見聴取と評価・見直し

本施設の管理運営にあたっては指定管理者制度の導入を想定していますが、市や指定管理者が施設利用者等の意見・要望や新しいニーズを的確に把握し、施設運営や事業企画に取り入れることにより、適切に市民サービスの向上につなげていくことが求められます。そのためにも、意見箱の設置や利用者アンケート調査の実施などにより、利用者からの意見・要望を把握できるよう対応していきます。

また、利用者からの意見・要望を把握する仕組みとあわせて、その意見を有効に施設の管理運営にフィードバックできる仕組みが必要となります。そのためにも、各施設の担当職員や指定管理者などから構成する横断的な組織において、定期的な連絡会議を開催し、意見・要望の分析や改善方法の検討を行い、その結果を施設の管理運営に反映していきます。

このほか、指定管理者による適正な運営が確保されるよう、「三鷹市公の施設指定管理者選定・評価委員会」において、評価を行っていきます。

8 施設のランニングコストの縮減に向けた取り組み

(1) 指定管理者制度の活用

施設の管理運営にあたっては、可能な限り民間事業者等の指定管理者に委ねることとし、施設サービスの質を確保しつつ、施設のランニングコストの縮減を図っていきます。指定管理者の業務範囲とあわせて市の組織・職員定数の見直しを行い、効率的な組織運営に向けて取り組んでいきます。

(2) 環境配慮型施設の整備等による光熱水費の縮減

市民センターの隣接地に建設中のふじみ衛生組合の新ごみ処理施設（平成25年度稼働予定）では、処理過程で発生する熱エネルギーの活用により安定的な発電が可能となります。この発電と発電後に生じる低温水を有効活用し、CO2 排出抑制とあわせて施設の光熱水費の縮減を図っていきます。

また、外壁や窓の断熱化のほか、屋上緑化や壁面緑化により、施設への熱負荷を抑制するとともに、高効率な空調機器などの導入や自然換気を活用した施設整備を行うことにより、光熱水費の縮減を図っていきます。

(3) 広告料収入による財源確保

施設の愛称として企業名や商品名を付けるネーミングライツ（施設命名権）の導入や、施設の一部、施設案内のホームページ、パンフレットなどに広告スペースを設けて民間企業などから広告を募るなど、広告料収入による財源確保の可能性についても検討していきます。

第4章 今後のスケジュールと課題

1 今後のスケジュール

今後は、この管理運営方針を踏まえて、さらに詳細な検討を進め、管理運営計画を策定していきます。

■ 施設の管理運営に関する今後のスケジュール

年 度	内 容
平成23年度	・ 管理運営方針の策定
平成24年度 }	・ 管理運営計画の検討・策定 ・ 準備作業（業務仕様書等の作成、指定管理者募集要項の作成、施設の設置条例案等の検討） ・ 施設の設置条例の制定 ・ 指定管理者の募集・選定 ・ 議会による指定管理者の指定の議決
平成28年度	・ 協定の締結

2 今後の検討課題

今後策定する管理運営計画の策定過程において、下記の項目を主なものとして、詳細な検討を行っていきます。

- ・ 指定管理業務の内容と業務水準
- ・ 利用料金の設定
- ・ 年間利用者数の予測
- ・ 施設の管理運営経費（指定管理料）の試算
- ・ 指定管理業務を踏まえた行政組織の見直し
- ・ ICTを活用した最適なサービスの提供等

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）
管理運営方針

平成 24 年 3 月

三鷹市企画部都市再生推進本部事務局

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

TEL 0422-45-1151 （内）2052・2053

E-mail : toshisaisei@city.mitaka.tokyo.jp